

研究論文

近畿高等学校統一応募用紙に係るトラブルから学ぶ

森 均*

A Study of the Problems concerning the Kinki Regional
High School Unified Employment Application Form

Hitoshi MORI

【要 約】

スクールリーダーは、あらゆる場面において人権尊重をベースに教育活動を行うことを教職員に指導する必要がある。本論考においては、筆者が平成23（2011）年度の大阪府高等学校進路指導研究会の会長として遭遇したさまざまな事案の中から、近畿高等学校統一応募用紙の履歴書に関わる事案を検証し、人権尊重上不適切な事案を決して見逃すことのないスクールリーダーとして感覚について、近畿高等学校統一応募用紙制定の趣旨をもとに論じる。

* 大阪府立枚方なぎさ高等学校

1 はじめに

スクールリーダーとして、あらゆる場面において人権尊重をベースに教育活動を行うことに異論を唱える人はいない。しかし、日々さまざまな事案に遭遇するスクールリーダーは、繰り返される現実を前にどのように判断し行動すればいいのであろうか。日々の多忙さの中で、一瞬、対応を間違える場面があるのではないか。

本論考においては、筆者が平成23年度の大阪府高等学校進路指導研究会の会長として遭遇した事案の中から、近畿高等学校統一応募用紙⁽¹⁾に関わる事案を検証することで、スクールリーダーとしての見逃さない感覚の大切さを再認識することを目的とする。

2 事案

(1) 求人者啓発冊子「採用と人権」の印刷ミス

求人者啓発冊子「採用と人権」（以下、「採用と人権」と表記する）は大阪の労働行政が公正な採用選考を実現するため従業員採用の手引として事業所のために、年度毎に発行してきた冊子である。その1ページには次のように述べられている。

「本冊子は、公正な採用選考の確立に向けて必要となる基本的な考え方やルール等をまとめたものです。就職の機会均等と基本的人権を尊重した公正な採用のための手引書として、ぜひ活用していただきたいと存じます」

「採用と人権」は労働行政担当者、事業所の採用担当者、高等学校の就職指導担当者に毎年配布されており、人を採用する際のよりどころになっている。「『採用と人権』に書いてあるように」と言って高校教員や公共職業安定所の職員が事業所の採用担当者に説明する場面も多々あるのである。

さて、この発端はある府立高等学校の進路指導主事が大阪府高等学校進路指導研究会事務局に「近畿高等学校統一応募用紙の平成21年度版があるのなら、送って欲しい」と連絡してきたことによる。調べてみると、平成23年度版「採用と人権」において、存在しない平成21年度版近畿高等学校統一応募用紙が印刷されていた。

近畿高等学校統一応募用紙は、近畿2府4県の公立、私立の高等学校進路指導研究会で組織する近畿高等学校進路指導連絡協議会が様式を定めている。昭和46年度に初めて本統一用紙が使用されるようになり、何回かの改定を経て現在に至っているが、直近の改定は平成19年度に行われたことから、本統一用紙の末尾に（平成19年度改定）と記載されている⁽²⁾。しかし、平成23年度版「採用と人権」では（平成21年度改定）と記載された様式が印刷されていたのである。しかも、履歴書の氏名欄の印という文字も消されていた。

指摘を受けた大阪府商工労働部雇用推進室は、平成23年7月6日付で通知文を全関係機関に発出し⁽³⁾、錯誤を理由に訂正を行った。

(2) 3種類の履歴書

大阪府商工労働部はある団体に高校生対象の就職支援事業を委託していたが、この団体は「採用と人権」に印刷されていた存在しない履歴書を多数印刷し、高校生に配布しようとしていた。

しかもその履歴書には氏名欄に印の文字があった。

つまり、履歴書のみに着目すると

本 物：履歴書（平成 19 年度改定）

偽物 1：平成 21 年度改定と誤記され、氏名欄に印の文字のないもの

偽物 2：平成 21 年度改定と誤記されたもの

の 3 種類が出回る可能性が高まっていたのである。偽物 1 については、大阪府商工労働部雇用推進室の通知文⁽⁴⁾によって大阪府教育委員会から全校長宛に通知文が発出されその存在を否定できたが、偽物 2 については、当該の団体からの「なんとか使用したい」という問い合わせに対して次のように答えた。「外国籍の生徒たちはどうなるのですか。元号のある履歴書の使用を強制するのですか。全数回収しか道は残されていないでしょう」と。

実は、履歴書には元号が印刷されたものと印刷されていないものの 2 種類を用意し、元号を知らない外国籍生徒に対応できるようにしていたのである⁽⁵⁾。

その後、当該の団体は偽物 2 の全数を破棄した。

(3) 履歴書の記入例に普通自動車免許取得の記載

高校生対象の就職支援事業を展開していた当該の団体は、高校生への配布用クリアファイルに履歴書の書き方を印刷していたがその中の記入例に、“普通自動車免許取得”と記載していた。しかし、大阪府立高等学校 P T A 協議会ではかねてから、「免許をとらない」「単車を買わない」「単車に乗らない」という“3 ない運動”を展開してきた。それは高校生の単車事故を根絶できない状況が今も続いているからである。履歴書に“普通自動車免許取得”を記載させることは単車と普通自動車の違いはあっても“3 ない運動”の趣旨に反すると考えた。

それよりも重大なことは、誕生日によって選考開始日である 9 月 16 日までに普通自動車免許を取得できない高校生がいることである。例えば 3 年生で 4 月生まれの生徒は夏季休業中に取得でき採用選考開始日までに間に合うが、3 月生まれの生徒は採用選考開始日までに取得できない。本人の責任のないことで差が生じることのないようにするという近畿高等学校統一用紙制定の趣旨からすれば普通自動車免許取得を履歴書に記載することは不適切と言える。

3 まとめ

なぜ、「採用と人権」で印刷ミスが起こったのであろうか。

今まで、就職差別をなくし公正な採用選考を実現するために、労働行政、教育行政、人権関係の諸団体がどれほど努力を重ねてきたか。これは仮説であることを前置きして述べるが、このようなミスが起こったことは、そもそも平成 12 年 4 月の地方分権一括法施行に伴い、労働行政が地方から国に逆移管(いわゆる国一元化)されたことに起因すると考える。

各都道府県に労働局が設置され国によって労働行政が一元化されるまで、各都道府県の労働行政は知事部局の労働部が所管していた。つまり、今で言う厚生労働省は、各都道府県の知事部局内にある労働部に指示し、その指示は、各都道府県の労働部が国の機関である公共職業安定所に伝達していたのである。つまり「国の行政機関(厚生労働省)→都道府県の機関(知事

部局内労働部)→国の出先機関(公共職業安定所)」という指示伝達経路の矛盾を解消するために、各都道府県に労働局が設置され、「国の行政機関(厚生労働省)→国の出先機関(都道府県労働局)→国の出先機関(公共職業安定所)」としたのである。

しかし、大阪府の場合、労働行政の国一元化の過程で、「採用と人権」の作成は、労働局から知事部局に移管され商工労働部雇用推進室が担当することになった。このことで過去の歴史が引き継がれず、このような失態を引き起こす原因になったと考える。

今から振り返ると知事部局の労働部では国の職員と大阪府の職員が協同して仕事をしていた。教育委員会事務局の指導主事として出入りする私には、誰が国の職員で誰が大阪府の職員かわからない。しかし、課題によっては国の方針と大阪府の方針がぶつかることもあった。

例えば、現在も毎年開催されている高校生対象の合同求人説明会⁽⁶⁾であるが、大阪府において初めて開催する際、国の職員は面接会の実施を強く主張した。しかし、我々大阪府の職員は、目の前で就職差別が起こる可能性を指摘して合同求人説明会の開催を主張し譲らなかつた。

労働行政の国一元化。それは行政組織の指示命令系統を単純化する意味では素晴らしいことであつたかもしれない。理屈の上では、大阪府の労働部が国の機関である公共職業安定所に指示命令することはおかしいに違いない。私は労働行政の専門家ではないが、現在も北海道や沖縄県の高校生の内定率の低さが解消されていない現状をみると、労働行政の国一元化は地方分権の趣旨に逆行し、かえって地方の労働行政の力の衰退を招いたのではないかと考える。

次に、そもそも履歴書に印が必要かどうかである。校長として振り返ってみれば、海外に仕事や留学のために行く多数の卒業生に英文の卒業証明書なり単位取得証明書にサインをしたことを思い出す。本論考を読んでいただいている多くのスクールリーダーも同じであろう。前述の事案は「履歴書に印を押す」という我が国の習慣は、世界基準ではないことに気づかせてくれた。海外から我が国にこられた人たちからすれば印を押す習慣は全く初めてで意味のわからないことかもしれないし、長い名前ならどのように印鑑を作るかという問題もあるわけである。氏名欄に印の文字のない履歴書は偽物と指摘したものの、印ではなくサインでいいのではないかと主張したい。このことは近畿高等学校統一応募用紙を策定している近畿高等学校進路指導連絡協議会で是非議論をお願いしたい。その際、JIS規格(日本工業規格)の履歴書には、すでに印という文字がなくなっていること、全国高等学校統一応募書類の履歴書も平成17年度から同様の措置がとられていること⁽⁷⁾、事務次官等会議申合せ「押印見直しのガイドライン」⁽⁸⁾も参考にしていきたい。

最後に、我々教員特にスクールリーダーは社会を変えていく立場にあることを強調したい。職業安定法第27条⁽⁹⁾では公共職業安定所長が校長の同意、又は要請により、校長に公共職業安定所の業務の一部を分担させることになっている。つまり、学校において公共職業安定所の業務の一部を担う以上、不適切なことを行う事業所などへの啓発も我々の大事な業務であると考える。このことを自覚した上で、機会均等の精神に照らしてどのように判断するか、履歴書への運転免許取得記載に関して述べたように、「生徒本人に責任のないことで差が生じることのないようにする」という視点で常に真摯に判断する姿勢がスクールリーダーに求められると考える。

【注】

- (1) 近畿高等学校統一応募用紙：別紙様式1～4に示すように、紹介書、履歴書、調査書がある。なお、近畿高等学校統一応募用紙制定の経過については、拙稿「近畿高等学校統一応募書類の制定までの経過について」、日本進路指導学会第26回研究大会発表論文集 p114・115、平成16（2004）年10月を参照。
- (2) 別紙様式1～4参照。
- (3) 「公正な採用選考に係る求人者啓発冊子『採用と人権』の修正について（通知）」、平成23（2011）年7月6日、大阪府商工労働部雇用推進室
- (4) (3)再掲。
- (5) 別紙様式3参照。
- (6) 拙稿：「大阪府における『新規高等学校卒業予定者合同求人説明会』の開催について」、日本進路指導学会第22回研究大会発表論文集 p34・35、平成12（2000）年10月
- (7) 「新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る応募書類の様式の一部改定について」、16文科初第1289号、職発第0329008号、平成17（2005）年3月29日
- (8) 「押印見直しガイドライン」、平成9年7月3日、事務次官等会議申合せ。
申請・届出に伴う行政手続を簡素化し国民負担を軽減するため、「申請負担軽減対策」（平成9（1997）年2月10日閣議決定）に基づき、本ガイドラインが定められた。
- (9) 職業安定法第27条（学校による公共職業安定所業務の分担）：
公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは、学校長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。
2 前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることのできる業務は、次に掲げる事項に限られるものとする。
 - 一 求人者の申込みを受理し、かつ、その受理した求人者の申込みを公共職業安定所に連絡すること。
 - 二 求職者の申込みを受理すること。
 - 三 求職者を求人者に紹介すること。
 - 四 職業指導を行うこと。
 - 五 就職後の指導を行うこと。
 - 六 公共職業能力開発施設（職業能力開発総合大学校を含む）への入所のあっせんを行うこと。

（以下略）

